

資料提供年月日	平成25年11月20日	
問い合わせ先	課名	総務企画課
	電話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 中野 副主査 沼本

広 報 連 絡
＜市長記者会見資料＞

1 件 名

平成25年11月定例市議会提出の主な議案（予算を除く。）について

- ・岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例の制定について（甲第213号議案）
- ・地方独立行政法人岡山市立総合医療センター中期目標を定めることについて（甲第232号議案）以下5議案について

担当課名	新病院・保健福祉政策推進課
担当者名	担当課長 福井 主 事 守 安
連絡先	803-1638 内 線 3958

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例の制定について
(甲第213号議案)

1 目 的

総合特区計画に定められた事業の実施に必要な措置を講ずることにより、岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区の推進を図るものです。

2 条例の概要

○総合特区を推進するため、市、事業者、市民の責務の明示

- ・市の責務→事業の円滑かつ迅速な実施
- ・事業者の責務→事業への積極的な協力及び良質かつ適切なサービスの提供
- ・市民の責務→市民自らの介護予防及び事業への協力

○事業の実施に必要な事項

- ・介護機器貸与モデル事業に係る費用の徴収（1割負担）

3 今後の予定

平成25年11月末 総合特区計画の認定（見込み）

平成26年 1月 国との協議で合意に至った下記2項目について事業実施
総合特区介護機器貸与モデル事業
総合特区介護予防ポイント事業

担当課名	新病院・保健福祉政策推進課
担当者名	課長 小川 課長補佐 福田
連絡先	803-1636 内線 3950

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター中期目標を定めることについて
(甲第232号議案) 以下5議案について

1 目的

岡山市立市民病院及び岡山市立せのお病院の地方独立行政法人化に伴い、法人が達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を定めるとともに、法人の設立に伴い必要な関係条例の整備などを行うものです。

2 概要

- (1) 岡山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(甲第214号議案)

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター設立に伴い、関係条例を制定します。(病院局分)

- (2) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (甲第215号議案)

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター設立に伴い、関係条例を制定します。(病院局以外)

- (3) 岡山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について (甲第216号議案)

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター設立に伴い、病院事業債管理のための特別会計を設置します。

- (4) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター中期目標を定めることについて
(甲第232号議案)

地方独立行政法人法第25条の規定により地方独立行政法人岡山市立総合医療センターが達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を策定します。

- (5) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに承継させる権利を定めることについて (甲第233号議案)

地方独立行政法人法第66条第1項及び同法施行令第9条により、現在病院の保有する財産などを法人に承継させる権利として定めるものです。

3 条例施行期日

議会議決後、法人成立の日から施行する予定です。